

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 23 年 11 月 15 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオン新潟南ショッピングセンター
所在地 新潟市江南区下早通柳田 1 丁目 1 番 1 号
設置者 イオンリテール株式会社

2 変更しようとする事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

- ・イオンリテール株式会社
(変更前)午後 12 時 00 分
(変更後)午後 12 時 00 分

但し、平成 23 年 11 月 16 日は翌日午前 1 時 00 分

(2)来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・駐車場 No1
(変更前)午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
(変更後)午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで

但し、平成 23 年 11 月 16 日は翌日午前 1 時 30 分まで

3 変更を予定する年月日

平成 23 年 11 月 16 日

4 変更しようとする理由

営業計画を変更するため。

5 届出年月日

平成 23 年 11 月 11 日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び江南区役所産業振興課

7 縦覧期間

平成 23 年 11 月 15 日から平成 24 年 3 月 15 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp